
宗右衛門町商店街

規 約 案

(平成24年2月現在)



宗右衛門町商店街振興組合

宗右衛門町商店街振興組合・規約

第1章 総則

宗右衛門町商店街振興組合・定款第6条に基づき、宗右衛門町商店街振興組合(以下、当商店街という。)地区内の事業者の相互連携と親睦を図り、商業モラルの向上と魅力ある商店街づくりを通して、当商店街地区の商業集積地としての安全・安心、さらには永続的な発展を実現するため、この規約を定める。

(目的と方針)

第1条 当商店街は、当商店街地区の歴史や伝統を重んじ、地区内事業者の共存共栄、協同一致の精神をもって、自由闊達な経済活動を通して、その経済的地位の向上と事業の安定と発展を図ることを目的とする。また、その目的に沿い、次の基本方針を共通理念とする。

- ① 大阪を代表する商店街、商業集積地であることの自覚と誇りを持ち、そのさらなる発展を目指す。
- ② 事業者共同体(=地域団体)として、建築物等の意匠・形態を含む当商店街地区内の上質な商業空間の形成を目指す。
- ③ 地区内事業者、生活者はもとより、来街者並びに近隣生活者にも安全・安心で快適な地域環境の形成を目指す。
- ④ 地区全体での賑わいの創出、創意工夫を凝らした上質且つ洗練された商品、接客、サービス等の提供を通して、何度も訪れたいと思っただけの商店街づくりを目指す。
- ⑤ 常に現状に満足せず、時代の変化や顧客ニーズを取り込み、先進的且つ創造的な商店街づくりを目指す。
- ⑥ 当商店街地区南側に面する道頓堀川水辺遊歩道についても、近隣商店街等と連携・協力し、賑わい空間としての利活用の積極的な推進を目指す。

(適用)

第2条 本規約は、商店街振興組合法によって認可された当商店街地区内において事業を営む全ての事業者(以下、全事業者という。)及びそれらの事業に従事する者に適用する。

(相互協力)

第3条 全事業者は、当商店街に加入し、当商店街地区全体の信用と発展のため、且つ、安全・安心で良好な商業集積地を形成・維持するため、常に相互に協力・連携しなければならない。

(全事業者の種別・呼称)

第4条 当商店街は、当商店街地区内の全事業者を以下の通りに種別する。また、当商店街地区内の全事業者のうち、当商店街の加入の可否、各種事業活動での対象等を明確とするため、一部事業者を以下の通りに種別する。

- ① **不動産を所有する者**(以下、「土地建物所有者」という。)

- ② **不動産を賃借し、テナントとして事業を営む者**(以下、「テナント事業者」という。)
- ③ **一般客を対象に各種飲食品や商品の提供・販売を行う事業を営む者**(以下、「店舗事業者」という。)
- ④ **「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の対象となる事業者**(以下、「風俗案内所」という。)
- ⑤ **「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」のうち、「性風俗関連特殊営業」の対象となる事業者並びに性的サービスを提供する事業者**(以下、「性風俗事業者」という。)

(全事業者の権利)

第5条 本規約第4条に定める①②③の事業者については、当商店街地区内において営業する権利を一律に有するが、商店街運営に係わる権利に関しては、事業者の種別により異なり、その判断・認定は当商店街に委ねるものとし、当商店街の方針に従うものとする。

(遵守義務)

第6条 全事業者及びその事業に従事する者は、関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を遵守するほか、この規約に従わなければならない。

- 2 土地建物所有者が、テナント候補者(賃借予定者)と賃貸借契約を締結する際には、予めこの規約をはじめ、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を周知させると共に、契約書等の条項に、この規約遵守の旨を盛り込むものとする。
- 3 全事業者は、その事業に従事する者に対して、この規約を周知徹底させると共に、遵守させるよう指導監督しなければならない。
- 4 全事業者は、自ら当商店街の諸活動に積極的に参加すると共に、それぞれの事業に従事する者に対しても、その旨を指導し、参加させなければならない。

(商店街加入)

第7条 全事業者は、本規約第1条に定める目的を達成するため、また、「大阪府事業者等による地域のまちづくりの促進に関する条例」に定められた地域商店街の加入に関する努力義務の履行、さらには、自らの利益のため、当商店街に加入するものとする。但し、第4条に定める「④風俗案内所」及び「⑤性風俗事業者」については、当商店街には加入できない。

- 2 前号に定める当商店街に加入できない「④風俗案内所」及び「⑤性風俗事業者」においても、第6条に定める遵守義務を負い、さらに、当商店街の「地域協力店」制度に登録し、当商店街地区内の環境浄化、活性化に協力するものとする。

第2章 委員会・部会・専門会議

(事業委員会・部会・専門会議の設置)

第8条 当商店街は、商店街運営を円滑に行うため、事業委員会、部会、専門会議を設置することができる。事業委員会、部会、専門会議は、以下の通り種別し、その活動内容、責任、権限については、理事会で検討・議決された範囲内とする。また、それぞれ担当者を以下のとおり選任し、その任期は当商店街役員の任期に準じ、再任を妨げない。

(1) 事業委員会

事業委員会は、商店街運営の一部を担い、その事業目的、内容に応じて、理事会における審議・決定を経て設置する。

- ① 委員長 当商店街役員の中から1名を選任する。
- ② 副委員長 当商店街役員の中から1～2名を選任する。
- ③ 委員 当商店街役員の中から必要に応じて複数名を選任する。また、当商店街の加入組合員で当商店街役員でない者であっても、理事会における承認を経て選任することができる。

(2) 部会

部会は、不動産所有の有無、事業業種、性別等の区別に基づいて、理事会における審議・決定を経て設置する。

- ① 部長 当商店街役員の中から1名を選任する。
- ② 副部長 当商店街役員の中から1～2名を選任することを基本とするが、当商店街の加入組合員で当商店街役員でない者であっても、理事会における承認を経て選任することができる。
- ③ 部員 当商店街の加入組合員の中で、設置の区別に該当する全ての組合員をもって構成する。

(3) 専門会議

専門会議は、商店街運営並びに当商店街地区内における環境浄化、活性化等に関する検討課題に応じて、理事会における審議・決定を経て設置する。

- ① 議長 当商店街役員の中から1名を選任する。
- ② 副議長 当商店街役員の中から1～2名を選任することを基本とするが、当商店街の加入組合員で当商店街役員でない者であっても、理事会における承認を経て選任することができる。
- ③ 参加者 専門会議の参加者は、検討課題に応じて、理事会における審議・決定を経て指定する。この参加者の指定に際しては、当商店街の加入・非加入は問わないものとする。

第3章 まちづくり審査会

(まちづくり審査会の設置)

第9条 当商店街は、当商店街地区内の全ての事業者に対し「宗右衛門町地区地区計画」をはじめとする関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を堅守させるため、行政・警察との官民連携組織として設置させた「宗右衛門町地区地区計画連絡会(平成22年9月24日設立)」における地元組織として、「まちづくり審査会」を設置する。

(まちづくり審査会の審査事項)

第10条 「まちづくり審査会」は、当商店街地区内の全ての事業者を対象に、本規約第4章に定める事業の開始・一時休止・再開・廃止に伴い、それぞれの事業者が「宗右衛門町地区地区計画」をはじめとする関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項に違反する行為の有無について審査し、違反する行為や疑義が生じた行為があった場合には、当該事業者と協議し、その行為の中止、変更、改善等を求めるほか、必要に応じて、「宗右衛門町地区地区計画連絡会」を通じて、警察・行政並びに関係機関に対して、それらの行為についての報告等を行う。

2 「まちづくり審査会」の審査事項、審査手続きの詳細については、別途「まちづくり審査会・規定」に定める。

(まちづくり審査会の委員)

第11条 「まちづくり審査会」の審査委員は、以下の通りとし、理事会において選任する。なお、それぞれの任期は、当商店街役員の任期に準じ、再任を妨げない。

- (1) 審査委員長 審査委員長は、1名とし、当商店街理事長(代表理事)が兼務する。
- (2) 審査副委員長 当商店街役員の中から1～2名を選任する。
- (3) 審査委員 当商店街役員の中から2名以上5名以内を選任することを基本とするが、当商店街の加入組合員で当商店街役員でない者であっても、理事会における承認を経て選任することができる。
- (4) 特別委員・アドバイザー等 「まちづくり審査会」は、必要に応じて、当商店街外部の有識者、専門家を特別委員・アドバイザー等とし、指導・助言を得ることができる。特別委員・アドバイザー等に対して報酬が必要な場合には、理事会において、これを検討・議決する。

第4章 事業の開始・一時休止・再開・廃止

(事業の開始)

第12条 当商店街地区において、不動産を取得して「土地建物所有者」となって事業を開始する場合または不動産を賃借して「テナント事業者」となって事業を開始する場合には、従前の事業者の事業を継続・継承する場合を含めて、次の各号を遵守しなければならない。また、「土地建物所有者」となって事業を開始する場合には、自らが次の各号を遵守すると共に、テナント事業者に対しても、同様に各号を遵守させるよう努めなければならない。

- (1) 当商店街地区内においては、第5章第16条「建築物の規制」を遵守しなければならない。
- (2) 当商店街地区内においては、第5章第17条「屋外広告物等の規制」を遵守しなければならない。
- (3) 当商店街地区内においては、第6章第18条「営業業種の規制」に抵触する事業を行ってはならない。
- (4) 不動産の取得後または不動産の賃貸借契約の成立後7日以内に、当商店街への加入手続きを行い、第3章に定める「まちづくり審査会」における審査を受けるものとする。

第5章 建築物、屋外広告物

- (5) 開始する事業が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」のうち、「風俗営業(接待飲食等営業)」の対象となる場合は、大阪府南警察署から営業許可を取得後、速やかに営業許可証の写しを当商店街に提出するものとする。
- (6) 当商店街への加入手続き中であっても、当該不動産の所有権を取得した日または不動産の賃貸借契約の成立した日から、当商店街の加入組員としての義務を負うものとする。

(事業の変更)

第13条 前条に定める事業の開始以降に、以下のような事業の変更を行う場合には、前12条に定める事業の開始と同様、改めて「まちづくり審査会」における審査を受けるものとする。

- (1) 事業の業種・業態を変更する場合
但し、風適法、消防法をはじめ、関係法令等に定められた業種区分等に変更が生じない場合はこの限りではない。
- (2) 建築物・施設の内外装を変更する場合
但し、風適法、消防法をはじめ、関係法令等に定められた所定の手続、申請、検査等を適正に行い、内装のみを変更する場合はこの限りではない。
- (3) 建築物・施設に設置する屋外広告物等を変更する場合
但し、事業の開始時点で「まちづくり審査会」の審査を受けた物件等の寸法や設備内容等の変更、大幅な記載内容等の変更を伴わない補修・改修についてこの限りではない。

(事業の一時休止・再開)

- 第14条 事業を一時休止しようする者は、その理由、休止期間を当商店街に届け出なければならない。
- 2 事業を休止した者は、休止期間中においても、関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を遵守する義務を負い、特に、自社・自店舗内外の美化保持、公衆衛生、安全対策に十分に留意し、必要な措置を講じなければならない。
 - 3 事業を休止したものが、事業を再開しようする場合には、改めて、本規約第12条に定める事業の開始に伴う届出を行い、改めて「まちづくり審査会」における審査を受けるものとする。

(事業の廃止など)

- 第15条 事業を廃止しようする者は、事業の廃止日を予め当商店街に届出なければならない。テナント事業者が不動産の賃貸借契約を終了し、退店しようとする場合にあっては、その30日前までに当商店街に届出なければならない。
- 2 事業を廃止した場合であっても、当商店街地区内に不動産を所有または賃借している間は、関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を遵守する義務を負わなければならない。
 - 3 事業の譲渡あるいは自らが所有する不動産を譲渡しようとする者は、譲渡先が第6章第18条「営業業種の規制」に抵触しない譲渡先でなければならない。
 - 4 事業の譲渡あるいは自らが所有する不動産を譲渡しようとする者は、その旨を予め当商店街に届出、当事者間での正式契約後7日以内に、契約の成立と譲渡先について当商店街に届出なければならない。
 - 5 事業を廃止しようする者が、当商店街に対する債務がある場合には、事業の譲渡または退店までに完済しなければならない。

(建築物の規制)

第16条 当商店街地区においては、建築物の建築等を行う場合には、宗右衛門町地区地区計画をはじめ、関係法令及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 建築物の建築等に際しては、建築基準法をはじめ、関係法令等を遵守し、適法且つ安全に行わなければならない。
- (2) 建築物の建築等に際しては、宗右衛門町地区地区計画に基づき、建築物等の形態、意匠等について、地区の街並み等に配慮するとともに、色彩については、原色等を避け落ち着いたものとしなければならない。
- (3) 宗右衛門町通り南側の地区に限り、建築物の建築等に際しては、建物壁面を宗右衛門町通りの道路境界より1m後退して建築しなければならない。但し、地盤面下(地階部分)についてはこの限りではない。
- (4) 上記(3)の壁面後退された空間については、一般来街者の通行用空間とし、地盤面からの高さ3m以下の部分には、門、垣、柵、屋外広告物、駐車・駐輪施設等の通行上の妨げとなる工作物を設置してはならない。

(屋外広告物の規制)

第17条 当商店街地区においては、屋外広告物等を設置、利用する場合には、大阪市屋外広告物条例をはじめ、宗右衛門町地区地区計画等の関係法令及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 屋外広告物等の設置、利用に際しては、大阪市屋外広告物条例をはじめ、関係法令等を遵守し、必要な許可、届出を行わなければならない。
- (2) 宗右衛門町地区地区計画に基づき、屋外広告物等の形態、意匠、設置位置等について、地区の街並みに配慮するとともに、点滅するものは設置してはならない。本規約において「点滅するもの」には、常時点滅するものだけでなく、LEDや液晶パネルを使用したもので点滅可能な設備を含めるものとする。

第6章 営業行為

(営業業種の規制)

第18条 当商店街地区においては、関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項に抵触する事項を排除するため、「宗右衛門町地区地区計画」並びに「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」に定める対象業種を含め、以下の業種と認められる新規の事業開始を禁止する。なお、ここでいう「新規」とは、新築及び全面改装の機会、業種変更の機会、営業権その他権利を譲渡する機会、新たに営業許可、届出等を行う機会をいう。

(1) 当商店街地区内の全域で以下①～⑪に類する業種及び事業行為を行う事業所の営業を禁止する。

① **性的サービスを提供する事業所**

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」のうち、「性風俗関連特殊営業」の対象となる事業所並びにそれに類する性的サービスを提供する事業所

② **前①の事業者の紹介、仲介、宣伝等を行う事業所**

(「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」により規制)

③ **風俗案内所**

「大阪府特殊風俗あっせん事業の規制に関する条例」の規制対象となる事業所。
(風俗案内所においては、前①の事業者の紹介、仲介、宣伝等は禁止)

④ **動物を取り扱う事業所**

畜舎、ペットショップ、ペットホテル、盲導犬等を除いてペットの同伴を前提する事業所。
(宗右衛門地区地区計画により規制)

⑤ **遊技場**

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、ゲームセンター等をはじめ、これに類する事業所。
(宗右衛門町地区地区計画により規制／建築基準法別表第2(ほ)第2号に係る用途)

⑥ **倉庫業その他これに類する事業所**

営業倉庫、貸倉庫、トランクルーム等の「倉庫業法」に基づく登録が必要な事業所。
(宗右衛門町地区地区計画により規制／建築基準法別表第2(へ)第5号の対象事業者)

⑦ **勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する事業所**

(宗右衛門町地区地区計画により規制／建築基準法別表第2(へ)第5号の対象事業者)

⑧ **危険物を取り扱う事業所**

ガソリンスタンド、各種燃料販売店など危険物を一定量以上に貯蔵または処理、販売を行う事業所。
但し、自己の使用のために貯蔵及び供するものは除く。(宗右衛門地区地区計画により規制)

⑨ **無人事業所**

放送設備やコインロッカー、コインランドリー、自動販売機等の各種機器のみを設置し、運営・管理等のスタッフを置かずに営業する無人事業所。但し、金融機関のATM、駐車(駐輪)施設、建物施設外や施設内通路等に設置された自動販売機等は除く。

⑩ **各種法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項などに違反する事業所**

⑪ **その他、当商店街の総会または理事会、本規約第3章に定める「まちづくり審査会」において、当商店街地区に相応しくないと認められた事業所**

(2) 1階及び公道に直接出入口を有する空間においては、上記(1)に定める業種及び事業行為に加えて、宗右衛門地区地区計画により、以下の施設を設置することを禁止する。

① **建築基準法に基づき事務所の用途に供するものに指定される施設**

② **住宅、共同住宅、寄宿舎等の用途に供するものに指定される施設**

(営業行為の指針)

第19条 当商店街地区内の全事業者は、営業行為に係わる次の事項を遵守しなければならない。

① **公衆衛生**

事業者は、来街者及び近隣事業者、近隣生活者に不快感を与えぬように常に心掛け、また、自らの施設内外の美化を保持し、公衆衛生に十分に努めなければならない。

② **安全対策**

事業者は、来街者及び近隣事業者、近隣生活者、さらには、自らの利益のため、防犯対策、災害対策等

を常に心掛け、また、関係法令で定められた防災訓練等を実施し、安全対策に十分に努めなければならない。

③ **騒音対策**

自らの施設内からの場合を含め、屋外に向けて、大声や拡声器を使つての宣伝行為や呼び込みは無論のこと、それに類する行為はその一切を禁止する。また、施設内における音楽等についても、屋外に漏れ出すことの無いよう常に対策を講じなければならない。

④ **路上利用の禁止**

自らの施設外から道路上にはみ出た、置き看板、商品陳列、ノボリ旗、装飾物等は、その一切を禁止する。但し、袖看板・突出看板などにおいて、大阪市屋外広告物条例等に基づく正式な許可を得たものについてはこの限りではない。

⑤ **客引き行為等の禁止**

自らの施設外の道路上に立ち、客引き、呼び込み、ビラ・チラシ等の配布等の行為はその一切を禁止する。また、自ら施設内からの場合でも、路上の来街者へ対して行う場合は同様にその一切を禁止する。但し、道路交通法等に基づく正式な許可を得たもの、個人の特定が可能な顧客等を出迎える行為はこの限りではない。

⑥ **従業員の管理**

自らの事業に従事する従業員が当商店街地区内において、退店後、泥酔して道路上や他の施設内に座り込んだり、騒いだりし、来街者及び近隣事業者、近隣生活者に不快感を与えるようなことの無いよう、それぞれ事業に従事する者に対して、指導・監督を行わなければならない。

⑦ **自転車・バイク等の利用禁止**

当商店街地区内を含め、大阪ミナミ地域の全域が「放置自転車禁止区域」に指定されていることから、従業員の通勤を含め、適切な駐輪場所等が確保されている場合を除き、自転車・バイク等の利用を禁止する。

(営業時間及び定休日)

第20条 営業時間は、原則として事業者において定めることができる。但し、宿泊施設及びコンビニエンスストア等の物品販売専門店を除き、深夜・午前1時から早朝・午前7時までの間に営業を行う場合は、原則として当商店街に届け出るものとする。

2 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の定めに基づく、「深夜酒類提供飲食店営業」の届出が必要な業種については、適正に同届出を行った上で営業を行うものとする。

3 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の定めに基づいて、「日出時営業」の規定を用いて早朝からの営業を行う場合は、年間を通じて最も遅い日の出時刻を考慮し、午前7時以降に営業を開始することを推奨する。深夜・午前1時から日の出時刻までの間に店内に利用客を入店させたまま営業を続けることは違法であり、その一切を禁止する。なお、「日の出時刻」は、気象庁発表の時刻を基準とする。

(物品等の搬入・搬出)

第21条 当商店街地区内での物品等の搬入及び搬出に際しては、可能な限り、他の車両、歩行者の安全に配慮し、短時間で終了するよう配慮するものとする。但し、物品の搬入及び搬出先以外の他者の事業所前、施設出入口前等においての物品等の搬入・搬出等を行うことは禁止する。

2 前号の搬入及び搬出に際して、短時間で終了が困難な場合、当商店街の同意をもと、予め道路交通法等に基づく許可を受けた上で、近隣事業者はその旨を周知し、トラブルを未然に防ぐように配慮しなければならない。

(塵芥・厨芥等の処理)

- 第22条 それぞれの事業者が出す塵芥・厨芥等については、来街者及び近隣事業者、近隣生活者に迷惑を掛けず、不快感を与えぬよう、それぞれの事業者の責任において適正に処理されなければならない。
- 2 土地建物所有者、特にテナント賃貸ビルを事業として営む事業者においては、可能な限り、施設内に塵芥・厨芥等の処理に供する施設を整備するように努めなければならない。また、所有する不動産を賃借するテナント事業者に対しても、塵芥・厨芥等の適正な処理に努めるよう、指導・監督しなければならない。
- 3 当商店街では、塵芥・厨芥等の処理を行う業者等の指定は行わないが、当商店街の諸活動に協力し、各種情報の提供等を定期的に受ける当商店街の「賛助会員」としての登録業者を推奨する。
- 4 それぞれの事業者が出す塵芥・厨芥等の処理に関する費用は、それぞれの事業者が負担するものとする。

第7章 組合費(経費賦課金)

(組合費)

- 第22条 当商店街は、商店街振興組合法に基づき、当商店街加入の事業者より、当商店街の総会で議決・承認された組合費(経費賦課金)を徴収するものとする。なお、当商店街の組合費(経費賦課金)は、別表の通りとする。
- 2 当商店街は、当商店街加入の事業者に対して、必要に応じて、当商店街の総会で議決・承認された特別費用を賦課することができるものとする。

(債務の清算)

- 第23条 事業者が事業の廃止あるいはその他の理由をもって、当商店街を脱退する際には、当商店街に対して債務がある場合には、これを清算しなければならない。

第8章 過怠金

(過怠金の賦課)

- 第24条 当商店街は、本規約に違反する行為や各種の届出事項等を理由なく怠った場合等、事業者に課せられた義務に違反する行為があり、当商店街からの要請に応じず、是正・改善が行われなかった場合には、理事会における議決を経て、その事業者に対して過怠金を負わせることができる。

第9章 雑則

(振興町会)

- 第25条 当商店街組合員は、当商店街への加入と同時に、当商店街と地区が重複する振興町会(宗右衛門町振興町会等)に加入するものとする。振興町会の町会費等については、当商店街が加入組合員から徴収する組合費(経費賦課金)において負担するものとする。

(非常連絡先)

- 第26条 全事業者は、非常の際の連絡先を所定の様式により、予め当商店街に届け出、変更があった場合には速やかにその旨を届け出るものとする。届け出を受けた非常の際の連絡先等の情報については、警察・行政の要請に基づき、提供するものとする。

(道頓堀川水辺遊歩道の利用)

- 第27条 当商店街地区内のうち、道頓堀川水辺遊歩道に面する施設を所有または賃借する事業者においては、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 当商店街においては、道頓堀川水辺遊歩道についても、当商店街地区内の宗右衛門町通り及び南北交差道路等と同様に公道と見なし、本規約の全ての事項が準用されるものとする。
- (2) 道頓堀川水辺遊歩道に面して、施設の出入口等を設ける事業者は、必ず、行政の定めるルールに従うものとし、大雨、洪水、台風、地震、津波などにより河川の増水が予測される場合や自然発生的に多くの人が集まる場合など、道頓堀川水辺遊歩道の安全な利用が確保されないと行政が判断した際に講じられる様々な措置に対して、異議を申し立てることなく、全面的に協力するものとする。

(その他)

- 第28条 当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項等に定めのない事項及び運用上の疑義が生じたときには、事業者は当商店街と協議の上、その決定に従うものとする。

(付則)

- 第29条 この規約は、平成22年7月1日より実施する。

【別表】 組合費(経費賦課金)について

■ 組合費の種別・金額・対象

種 別	金額(月額)	対象となる組合員
[A] 均等割組合費 一般組合費	1事業者につき 3,000円	当商店街に加入する全ての事業者を対象とする。
[B] 差等割組合費 資産組合費	所有不動産の延べ床面積・1坪につき 100円	当商店街に加入する事業者のうち、不動産を所有する者(土地建物所有者)を対象とする。
[C] 差等割組合費 店舗組合費	事業場の延べ床面積により 右下表の通り	当商店街に加入する事業者のうち、一般客を対象に各種食品や商品の提供・販売を行う事業を営む者(店舗事業者)を対象とする。

※ 延べ床面積は「有効面積」とする。

※ 建物が建築されていない場合は「敷地面積」とする。

※ 資産組合費の上限額は「月額:47,000円(470坪)」とする。

※ 店舗組合費の上限額は「月額:50,000円(550坪)」とする。

※ 店舗組合費は、同一事業者が当商店街地区内で複数の店舗を有する場合は、それぞれ店舗毎に負担する。

※ 不動産を所有する組合員が、資産組合費の対象となる土地建物内において店舗事業を行っている場合は、事業場の延べ床面積には関係なく「月額:1,000円×店舗数」を負担する。

〈 店舗組合費・設定表 〉

事業場の延べ床面積	金額(月額)
～50坪未満	1,000円
50坪以上～100坪未満	3,000円
100坪以上～150坪未満	5,000円
以降、50坪単位で	+5,000円

◇ 慶弔見舞金等支給 規程

◇ まちづくり審査会 規定

◇ 賛助会員 規定

■ 組合費の納付方法

組合費の納付は、原則として「口座振替」とする。

組合費の納付は、原則として、毎月の指定日(基準日:12日)に「月額組合費」を組合員の指定口座より、口座振替にて引き落としとする。基準日が“金融機関休業日”になる場合は、翌営業日が口座振替日とする。

宗右衛門町商店街振興組合
「慶弔見舞金等支給」規程

(目的)

第1条 宗右衛門町商店街振興組合・慶弔見舞金等支給規程(以下、本規定という。)は、当商店街組合員の親睦融和並びに連帯感を高め、共存共栄の精神に則り、組合員に慶弔があったときの慶弔見舞金等の規則を定める。

(対象)

第2条 本規定に定める慶弔見舞等を贈る対象者は、当商店街組合員とする。但し、組合費(経費賦課金)の滞納者に対しては、これを適用しない。

2 前号に定める当商店街組合員には、組合員本人及び組合員が常時雇用する従業員のうち、当商店街役員である者を含むものとする。

(死亡)

第3条 組合員が死亡したときは、当商店街名で弔電を打電し、香典・お供えを贈るものとする。檜、生花、献花等については、必要に応じて、これを贈るものとする。

2 組合員の家族(配偶者及び父母、子女等の一親等以内の家族)が死亡し、組合員が喪主であるときは、当商店街名で弔電を打電し、香典・お供えを贈るものとする。檜、生花、献花等については、必要に応じて、これを贈るものとする。

3 前号の場合で、組合員が喪主ではないときは、当商店街名での弔電の打電、香典・お供え、檜、生花、献花等については、必要に応じて、これを贈るものとする。

(疾病・負傷)

第4条 組合員が、病気・怪我等により、1週間以上にわたり、入院または病臥したときは、見舞金を贈るものとする。見舞品については、必要に応じてこれを贈るものとする。

(被災)

第5条 組合員の自宅及び当商店街地区内の事業所が、火災等により被災したときは、見舞金を贈るものとする。ここに規定する「被災」とは、直接の被災(全焼、半焼等)に加え、事業所においては、1日以上にわたって営業を停止さざるを得ない状況を含むものとする。

2 組合員の当商店街地区外の事業所が、火災により被災した場合には、必要に応じて、見舞金を贈るものとする。

3 組合員の自宅及び事業所が、地震、風水害等により著しく損害を受けた場合には、必要に応じて、見舞金を贈るものとする。

(結婚)

第6条 組合員等が結婚したときは、当商店街名で祝電を打電する。この際、当商店街に対して、代表者の出席の要請があり、代表者が出席した場合には、祝い金を贈るものとする。

(叙位・叙勲)

第7条 組合員が叙位、叙勲または褒章等の荣誉ある賞を受けたときには、必要に応じて、祝い金または記念品等を贈るものとする。

(その他)

第8条 当商店街組合員以外の当商店街地区内の事業所、当商店街が加入・参加する各種団体、当商店街地区の近隣商店街・振興町会、その他各種団体において、本規定に定める事由が発生した場合には、本規定の定めを参考に見舞金・祝い金等を贈ることができるものとする。

(金額)

第9条 本規定第3条、第4条、第5条に定める組合員の死亡、疾病・負傷、災害に伴う見舞金は「金:10,000円」とする。見舞品については、「金:5,000円」を上限とする。

2 本規定第6条、第7条に定める組合員の結婚、叙位・叙勲等に伴う祝い金は「金:30,000円」を上限として、理事会で検討・決定する。

(除外)

第10条 大規模な災害、事故等の発生において、本規約第3条、第4条、第5条に定める見舞金の対象者が、一時に多数発生し、当商店街の年間予算額を超える場合には、理事会での検討・議決を経て、見舞金等の贈与を取り止めることができる。

(届出)

第11条 本規定第3条から第7条までに定める事由が発生したときは、組合員または組合員の家族並びにこれを知った組合員は速やかに当商店街へ届け出るものとする。

(運用)

第12条 本規定の解釈、運用並びに定めのない事由に対しては、当商店街・理事長の決定によるものとする。理事長が決定できない場合には、副理事長2名以上の合議によって、これを決定する。但し、事由の発生から見舞金または祝い金等の贈与までの間に、理事会が開催される場合には、理事会での検討・議決が優先されるものとする。

(制定・改廃)

第13条 本規定の制定または改廃については理事会の検討・議決を要するものとする。

(附則)

第14条 本規程は、平成23年7月1日より実施する。

宗右衛門町商店街振興組合
「まちづくり審査会」規定

(総則)

第1条 本規定は、当商店街地区内の全ての事業者に「宗右衛門町地区地区計画」をはじめする関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を堅守させるため、行政・警察との官民連携組織として設置させた「宗右衛門町地区地区計画連絡会(平成22年9月24日設立)」における地元組織として設置された「まちづくり審査会」の審査並びにその手続きなどについて定める。

(審査事項)

第2条 「まちづくり審査会」においては、当該事業者からの届け出を受けて、「宗右衛門町地区地区計画」をはじめとする各種法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項並びに警察・行政および関係機関の要請・指導・助言に基づく事項に関して、以下の事項を中心として、違反行為や疑義が生じる行為がないかを審査する。

- (1) 業種・業態
- (2) 建築物・施設の意匠・内外装
- (3) 屋外広告物
- (4) 各種工事
- (5) その他当商店街必要とする事項

(届出)

第3条 当商店街地区内において、当商店街規約第4章に定める「事業の開始・一時休止・再開・廃止」を行おうとする者は、不動産の取得後または不動産の賃貸借契約の成立後7日以内に、当商店街の加入手続きを行い、「まちづくり審査会」に対して、次の書類を提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の「事業の開始・一時休止・再開・廃止」に加えて、当商店街規約第4章に定める「事業の変更」を行おうとする者は、その変更に着手する前に、次の書類のうち、変更する事項が関連する書類を提出し、審査を受けるものとする。

(1) 事前チェックリスト

各事業者の速やかな事業の開始・変更・一時休止・再開・廃止を考慮し、当商店街では、「まちづくり審査会」用の“事前チェックリスト”を作成・公開する。当該事業者は、この“事前チェックリスト”を入手し、記載事項のすべてについて確認、チェックを行った上で審査書類として提出すること。

(2) 事業計画概要書

開始及び変更する事業の業種・業態、営業時間、各種法令の許可・届出の必要性等、事業計画の概要が明らかとなる書類。また、テナント賃貸ビルにあっては、賃貸先または賃貸先候補に関する計画書などを提出すること。

(3) 誓約書

各種法令、各種法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項等を遵守する旨を記載した当商店街指定の誓約書を提出すること。

(4) 建築物・施設の内外装、屋外広告物等に関する計画書

建築物・施設の内外装、屋外広告物などについて、その規模、構造、設備、意匠が明瞭に判る図面などを添付すること。

(5) 工事計画書

各種工事が伴う場合、特に、大阪府南警察署の「道路使用許可」、大阪市建設局路政課「道路占有許可」が必要な場合には、道路の使用図、占用図などと共に、工事日程などが判る書類を添付すること。

(6) その他当商店街が必要と認める書類

(審査結果)

第4条 「まちづくり審査会」において審査を行った後、違法行為が確認されなかった場合、疑義が生じなかった場合には「審査済証(工事等地元同意書)」を発行する。

2 「まちづくり審査会」において違法行為が確認された場合や疑義が生じた場合には、その内容を当該事業者へ通知し、違法行為の中止、変更、改善などを求めるほか、疑義の解消を求める。これら違法行為の中止、変更、改善などが着実に行為され、疑義の解消が明らかとなった後、「審査済証(工事等地元同意書)」を発行する。

(事後確認)

第5条 「審査済証(工事等地元同意書)」の発行を受けた事業者が事業を開始または再開後には、「まちづくり審査会」がその内容を確認する。

2 前号の確認において、万一、審査を受けた事業計画等と異なる事項が発見された場合には、当該事業者に対して、該当事項の速やかな中止、変更、改善等を求める。当該事業者が、この求めに速やかに応じない場合には、「宗右衛門町地区地区計画連絡会」を通じて、警察・行政並びに関係機関に報告するものとし、状況によっては、警察・行政及び関係機関への告発、法的措置をもって当たるものとする。

(附則)

第6条 本規定は、平成23年7月1日より実施する。

宗右衛門町商店街振興組合
「賛助会員」規定

本規定は、宗右衛門町商店街振興組合(以下、当商店街という。)が、定款第9章第56条の定めに基づく「賛助会員」制度について定める。

(目的)

第1条 「賛助会員」は、宗右衛門町地域の活性化・環境浄化を目指す、当商店街の諸事業・諸活動に賛同し、継続して参加・協力する意思を持つ者をもって組織する。

(義務)

第2条 「賛助会員」は、関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項を遵守するものとする。但し、宗右衛門町地区地区計画をはじめ、各種法令等に基づき、当商店街地区に限定されたもの、当商店街・組合員のみ適用されるものについてはこの限りではない。

(加入資格)

第3条 「賛助会員」として加入資格は、本規定第1条に定める意思を持つ個人、団体、法人などとする。但し、次の各号に該当する場合には「賛助会員」として加入することができない。

- ① 当商店街地区内に事業所を有する者。
- ② 当商店街地区内に限らず、当商店街規約第6章第18条に定める「営業禁止事業所」を営む者。
- ③ 当商店街の総会または理事会において、賛助会員としての加入が不適当と認められた者。

(議決権及び選挙権)

第4条 「賛助会員」は、当商店街・組合員が有する当商店街運営に関する一切の議決権、選挙権などは有しない。

(権利)

第5条 「賛助会員」は、加入手続き前に説明を受けた当商店街の「加入特典」を利用・活用する権利に加えて、当商店街の事業・活動毎に定められた範囲内で、各事業・活動に伴う参加や特典の利用などの権利を有する。

(加入手続き)

第6条 本規定第3条に定める加入資格を有する者が、当商店街の「賛助会員」としての加入を希望する場合には、当商店街所定の加入手続きを行い、当商店街理事会の承認を得るものとする。

(賛助会費)

第7条 「賛助会員」が当商店街に対して納付する“賛助会費”は、別表の定める通りとする。別表に記載の“賛助会費”を変更する場合には、当商店街の理事会において議決するものとする。

- 2 “賛助会費”は、別表の定めるいずれかの方法によっては納付するものとする。
- 3 本規定第5条に定める権利の利用・活用は、“賛助会費”を滞りなく納付している場合に限るものとする。

(特別費用)

第8条 本規定第7条に定める“賛助会費”のほか、当商店街の事業・活動毎に協賛金や参加費、利用料、手数料等の特別費用の納付(徴収)を定める場合があるが、「賛助会員」においては、その納付(徴収)は任意とし、事業・活動毎の許諾、申込みによるものとする。

(脱退)

第9条 「賛助会員」は、あらかじめ当商店街に書面による通知を行った上で、書面による通知の到着日の翌月末日をもって脱退することができる。脱退に際しても、既納の“賛助会費”については、いかなる理由があっても返還しない。

(除名)

第10条 当商店街は、「賛助会員」が次の各号に該当した場合には、理事会の議決によって除名することができる。

- (1) 関係法令、当商店街定款、規約、内規、申し合わせ事項、その他通達事項などに違反があった場合
- (2) “賛助会費”の納付をはじめ、当商店街に対する義務を怠った場合。
- (3) 当商店街の諸事業・諸活動などを妨害し、または妨害しようとした場合。
- (4) 当商店街の諸事業・諸活動、特典などの利用・活用について不正があった場合
- (5) 当商店街理事会において、除名が相当であると認められる場合

(附則)

第11条 本規定は、平成23年7月1日より実施する。

【別表】

賛助会費	<p>月額:1,000円/1口</p> <p>但し、店舗(事業者)、企業、団体としての加入は「3口」以上を基本とする。</p>
納付方法	<p>① 年一括払い</p> <p>当商店街の年度毎(毎年:4月1日～3月31日)の一括払いとし、年度途中での加入に際しては、加入申込月より年度末月までの“賛助会費”を一括して納入するものとする。</p> <p>② 各月払い(口座振替…3口以上)</p> <p>“賛助会費”が「3口以上」である場合に限り、『口座振替』による各月払いを選択することができるものとする。『口座振替』の利用に際する口座振替手数料などは当商店街の負担とする。年度途中での加入に際しては、加入申込月より『口座振替』手続きが完了するまでの期間は、当商店街/事務局への直接納付または当商店街指定口座への振込(振込手数料は賛助会員の負担)によって支払うものとする。</p>